

下水道と私たちの暮らし

～ 下水道のしくみと企業経営 ～

問合せ 上下水道総務課
Tel 69-2222 Fax 69-2295

下水道のしくみ ～使った水が河川・琵琶湖へ～

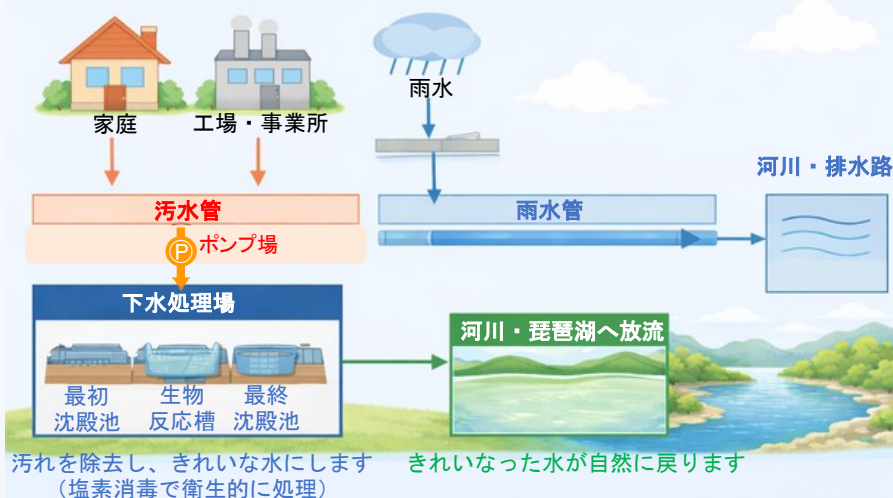
各家庭のトイレやお風呂などで使用した水（下水）は下水道管を通して処理場に送られます。

処理場では、微生物が下水の汚れを食べることを利用して、きれいな水にします。

きれいになった水は河川から琵琶湖や海へ流れ着きます。

雨水はそのまま雨水管を通して河川に流すことで道路の冠水を防いでいます。

下水道を整備することで水洗トイレが使えるようになり、河川や琵琶湖がきれいになります。下水道は私たちの豊かな生活と快適な環境を支える大きな基盤になっているのです。



市内の下水処理場

地域ごとによる下水処理場の種類

湖南中部浄化センター、土山オー・デュ・ブルで処理された水は琵琶湖へ、信楽水再生センターで処理された水は琵琶湖に流れずに海へ流れ着きます。



甲賀市信楽水再生センター
【信楽地域】



甲賀市土山オー・デュ・ブル
【土山地域】

湖南中部浄化センター(草津市)
【水口地域、甲南地域、甲賀地域】

上記の下水処理場のほか、農村地域には農業集落排水処理施設として21か所の処理場が、整備されています。

～下水道事業の企業経営～

運営の3原則

独立採算の原則

下水道事業の運営に必要な経費は、原則として下水道使用料などの事業収入によってまかなうという原則です。一般会計繰入金（税金）に頼らない経営が望ましいとしています。

受益者負担の原則

下水道を利用し、サービスを受ける人が、それにかかる経費を下水道使用料などにより負担するという考えが「受益者負担の原則」です。

雨水公費・汚水私費の原則

自然現象である雨水の処理により、街の浸水防止など受益が広く市民に及ぶことから、「公費」でまかない、汚れた水をきれいにする費用は、実際に水を流した一人ひとりの「私費」で負担することにより、私たちの暮らしと美しい川や湖が守られます。

下水道事業会計のしくみ

一般会計繰入金
(税金)

下水道使用料

企業債
(借入金)

収入

下水道事業会計

支出

施設維持管理

管渠の更新・建設

収支のバランスが
大切！！

将来の下水道事業に向けて

～ 下水道使用料改定の背景 ～

問合せ 上下水道総務課
Tel 69-2222 Fax 69-2295

本市における下水道事業の現状

下水道事業は必要な経費を使用料などの収入でまかなう「独立採算」が原則ですが、本市では、汚水処理に必要な経費を使用料でまかなうことができず、収入不足分を一般会計からの繰入金に頼った経営となっています。

適切なサービスを継続するため、将来の施設更新費用も積み立てる必要があります。事業の効率化などによる経費削減や財源確保に努めてまいりましたが、やむを得ず使用者のみなさまにご負担をお願いしなければなりません。

下水道事業の状況と課題

施設の老朽化と維持管理費の増加

下水道施設の老朽化や物価高騰、県へ支払う下水道処理費用の大幅な改定により、維持管理費用が増える見込みです。

使用料収入の減少

人口減少などの影響で、下水道使用料の収入は今後減少していく見込みです。また、令和7年度から10年間の収支計画では、14.1億円の不足が見込まれます。

下水を処理するための費用とその財源 (令和7年度～令和16年度)



～下水道料金の改定～

改定の背景

01 使用料の長期未改定

平成16年10月の合併以来、一度も改定がなく、汚水処理に必要な経費を使用料で賄えない状況が続いています。

02 施設の老朽化と費用増大（再掲）

03 人口減少などによる収入減（再掲）

改定の実施時期

今回の下水道使用料改定は、**令和9年5月請求分（令和9年2月、3月使用分）**より実施します。

改定前後の使用料体系（2か月分・消費税抜き）

使用料区分	現行		改定後	
	汚水量区分	単価	汚水量区分	単価
基本使用料	0～20m ³	2,476円	0～20m ³	2,800円
	21～40m ³	133円	21～60m ³	160円
	41～60m ³	143円	61～100m ³	180円
	61～100m ³	152円	101～200m ³	190円
	101～200m ³	162円	201～1000m ³	200円
	201～1500m ³	171円	1001～1500m ³	210円
超過使用料	1501m ³ ～	200円	1501m ³ ～	230円
	0～600m ³	19,048円	0～600m ³	19,048円
	601m ³ ～	71円	601m ³ ～	71円
公衆浴場排水				

下水道審議会

令和7年8月 下水道事業を将来にわたって安定的かつ持続的に運営し、また経営健全化を図るため、下水道使用料改定後の水準と体系、実施時期について諮問。

令和7年8月～令和8年2月
審議会 開催（計7回）

令和8年3月 審議会 答申
将来にわたって下水道サービスを持続的、安定的に提供し、地方公営企業の健全な運営を確保するためには増額改定はやむを得ないと判断。市民生活への影響を考慮し、第1段階で約15%、第2段階で約15%の改定とする。また、維持管理経費の縮減や未収金対策、財源確保など、更なる経営改善の取組が必要。と答申。

負担の目安（消費税込み）

一般家庭（2か月20m³使用）

改定前
2,723円
【基本使用料】

改定後
3,080円
【基本使用料】

改定後 + 357円

一般家庭（2か月56m³使用）

改定前
8,166円
【基本使用料】
+
【超過使用料】

改定後
9,416円
【基本使用料】
+
【超過使用料】

改定後 + 1,250円